

5 R フェスティバル実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量、再使用及びリサイクルを推進することによるきれいなまちづくり及び環境の保全に関する市民の意識の啓発を図ることを目的とした各種事業の企画、運営等を行うために設置される5 R フェスティバル実行委員会に対する負担金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(交付対象)

第3条 負担金の交付の対象となる団体は、5 R フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(対象経費及び額)

第4条 負担金の交付の対象となる経費は、表彰費、会場費その他5 R フェスティバルの実施に要する経費とする。

2 負担金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、実施に要する経費の3分の1以内の額とする。

(交付の申請)

第5条 実行委員会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、この要綱に定める負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 実行委員会は、事業が完了したときは、規則第14条の規定により事業の属する年度末までに事業の実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業に係る収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 実行委員会は、実績報告書を事業の属する年度内に提出できない場合は、事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(負担金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により実行委員会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。